

佐俗呼比伊流、阿波俗又譌呼比宇利、本草和名、鰐蠶蛾、和名比々留、乃布多古毛利、按陶隱居云、原蠶是重養者、謂春蠶當盛暑時、所生於紙上者、歷數日化爲蠶、謂之原蠶、下條區訓奈都古、是也、後羽化爲蛾者、謂之原蠶蛾、今俗呼夏子蝶、輔仁誤讀重字、爲二蠶爲一繭者、訓布多古毛利誤、今引之者、以證蛾之訓、比々留耳、

〔類聚名義抄虫〕蛾 ヒル

〔八雲御抄虫三下〕蛾 おやのかふこのまゆとこもりいへり、ふたこもり ひきまゆ

〔倭訓栞前編二十五〕ひゝる 倭名鈔、新撰字鏡、靈異記に蛾を訓せり、火篋の義にや、よく燈を消つもの也、山谷が詩に飛蛾赴燭甘死禍と見えたる、又蟲も訓せり、日本紀に、飄又翥をよめり、日篋の義なるにや、盛衰記に、一つの鳥ひゝめきわたるともいへり、萬葉集に蛾葉之衣といふ事あり、かはのきぬと訓れど、異訓あるべく思はるれ、古事記に内剝鵝皮といふ事見ゆ、こも蛾皮なるべし、說文にも蛾蠶化飛虫也と見ゆ、書紀には以鵝羽爲衣と見ゆ、

〔日本書紀持統〕六年九月癸丑、越前國司獻白蛾、戊午詔曰、獲白蛾於角鹿郡浦上之濱、故增封笥飯神二十戶、

〔書紀集解三十〕按、蛾微少之物、非可獻者、蓋蛾鵝誤耳、

〔太平記二〕資朝卿被斬并阿新事

折節夏ナレバ、燈ノ影ヲ見テ蛾ト云蟲ノアマタ明障子ニ取付タルヲ、スハヤ究竟ノ事コソ有ト思ヒテ、障子ヲ少シ引アケタレバ、此蟲アマタ内ヘ入テ、纏テ燈ヲ撲滅ス、

〔東雅二十〕蝶（中略）蛾は倭名鈔に說文を引て、（中略）義は不詳、

〔倭訓栞中編二十二〕ひとりむし 火取虫の義、飛蛾の類をいふ也、心地觀經に、心如飛蛾愛燈色と